（様式4）

特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項

会社名：

工事件名：東京国際空港空港用地補修等工事

|  |  |
| --- | --- |
| □ | 特例監理技術者の配置を予定している |
| □ | （１）建設業法第２６条第３項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者を専任で配置すること。 |
| □ | （４）同一の特例監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に２件までとする。 |
| □ | （５）特例監理技術者が兼務できる工事は東京国際空港内の工事でなければならない。 |
| □ | 【維持工事の場合は各を追記する。】  （９）特例監理技術者が兼務できる工事は維持工事※同士であってはならない。  （※ここでいう「維持工事」とは、通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事（２４時間体制での応急処理工や緊急点検等が必要な工事）をいう。） |
| □ | 上記項目を全て満たしている。 |

レまたは■を記載すること

※要件を確認するための資料は、落札決定後に提出を求めます。